

奈良県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、旗尾
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

令和二年九月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 喜多 成典 香芝市高九四

先山 茂男 ノ 一〇二一二

松井 進 ノ 一七

喜多 輝昌 ノ 三三

山本 一男 ノ 上中二九四

小西 茂喜 ノ 旭ヶ丘一丁目三〇一一

坂口 和雄 ノ 今泉七七七

辻本 隆 北葛城郡上牧町大字中筋出作七五一一

青木 善一 ノ 大字上牧三四八一二

辻本 昌平 翁弘文 北葛城郡北今市六丁目四八七

中村 康次 宮城 芳倉 吉村 增雄 松本 光弘 黒松 喜多

ノ ノ ノ 四丁目一九九一一

ノ ノ 六丁目四〇三

ノ ノ 七丁目三〇〇一一

ノ 上中二八九一四

北葛城郡上牧町大字中筋出作一〇七

香芝市高八一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 喜多 成典 香芝市高九四

黒松 裕喜秀 喜多 嘉喜 喜多 喜多

松井 進 黒松 輝昌 喜多 喜多

辻本 忠茂 松井 進 黒松 貞光

ノ 八五 三二 一七

北葛城郡上牧町大字中筋出作一〇七

〃

竹田
太郎

〃

大字上牧三〇九

香芝市上中三七一

〃 四〇〇一二

北今市六丁目四〇三

〃 四丁目一九九一

芳倉
忠義

宮城
康次

中岡
祥興

竹嶋
清悟

中岡
太郎

〃 〃 監事

辻本
均
黒松
マユキ
黒松
貞光
坂口
和雄
中村
昌平
吉村
増雄
巽
弘文

北葛城郡上牧町大字上牧三一〇
〃 〃 高八一
〃 上中三六三
〃 今泉七七七
〃 六丁目三九七
〃 七丁目三〇〇一
〃 〃